

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 平成24年 3月 9日					
		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 佐川急便 株式会社 代表取締役 近藤 宜晃 電話 06 - 6460 - 1155					
主たる業種	貨物自動車運送事業 細分類番号 4 4 1 2						
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則 第12条第1項第1号 第12条第1項第2号又は第3号 第12条第1項第4号						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	排出ガスによる地球温暖化、大気汚染を防止するため、輸送の効率化、低公害車の導入、エコドライブの実践を推進し、環境保全のための継続的な改善を図ります。						
計画を推進するための体制	関西支社管理課及び安全推進課を環境保全担当部署とし、環境教育、啓発活動を推進します。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量 評価の対象となる排出の量	7,903.5 トン 7,701.0 トン	7,817.1 トン 7,817.1 トン	7,660.7 トン 7,660.7 トン	7,392.6 トン 7,392.6 トン	-3.6 -1.0	パーセント パーセント
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	目標の根拠	車両の小型化および自転車、台車による配達を増やすことで車両の台数を減少させ、燃料使用量を削減し環境負荷を低減します。					
	事業の用に供する建物の用途	原単位の指標	基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	増減率
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (発送個数)	3.08	3.02	2.96	2.90	-4.30 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	車両の小型化及び自転車、台車による配達を増やすことで車両の台数を減少させ、燃料使用量を削減し、原単位においても削減を図ります。						
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	備考		
	35.0 パーセント	35.0 パーセント	42.0 パーセント	114.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(23) 年度	エコドライブの推進					
	(24) 年度	エコドライブの推進、自転車・台車の使用拡大による車両の減車					
	(25) 年度	エコドライブの推進、自転車・台車の使用拡大による車両の減車					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	送迎バスの運行					
	上記の措置を採用する理由	拠点駅からの送迎により、公共交通機関の利用を促進する					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証券等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に賛する社会貢献活動	京都市都心部には環境にやさしい天然ガスストラックでの集配を行っています。また、地域の社会貢献活動として、小学校や幼稚園に出向き交通安全教室と合わせ環境授業を行っています。						
特記事項	原単位の算出方法として、二酸化炭素排出量を22年度、京都府下の発送個数25,711,152個で割り10,000を乗じた数値。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。